

みやぎ型管理運営方式
募集要項（案）について

令和2年2月18日

募集要項の構成

見出し番号	見出し
はじめに	
第1.	公募の概要
1 1	公共施設等の管理者の名称
1 2	担当課
1 3	募集要項等
第2.	本事業等に関する事項
2 1	本事業等の事業内容に関する事項
2 1 1	事業の名称
2 1 2	事業の背景・目的
2 1 3	基本運営方針
2 1 4	本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等
2 1 5	事業方式
2 1 6	運営権設定対象施設
2 1 7	本事業等の業務内容
2 1 8	事業期間
2 1 9	事業の費用負担
2 1 10	運営権対価
2 1 11	料金及び維持管理負担金
2 1 12	利用料金
2 1 13	運営権者収受額の定期改定
2 1 14	運営権者収受額の臨時改定
2 1 15	改築
2 1 16	運営権者が受領する権利・資産
2 1 17	県から運営権者への職員の派遣
第3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項
3 1	事業者選定のスケジュール
3 2	公募手続等
3 2 1	守秘義務対象の開示資料の貸与
3 2 2	募集要項に対する質問の受付及び回答の公表
3 2 3	優先交渉権者選定基準に対する質問の受付及び回答の公表
3 2 4	実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問の受付及び回答
3 2 5	第一次審査
3 2 6	第二次審査における開示資料等

見出し番号	見出し
3 2 7	競争的対話等の実施
3 2 8	第二次審査
3 3	優先交渉権者の選定手続
3 3 1	委員会による審査
3 3 2	審査方法
3 3 3	委員会事務局
3 3 4	審査結果の公表
3 3 5	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し
3 4	応募者の参加資格要件
3 4 1	応募者の構成
3 4 2	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格
3 4 3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件
3 4 4	応募企業又は代表企業に求められる要件
3 5	優先交渉権者選定後の手続
3 5 1	基本協定の締結
3 5 2	S P C の設立
3 5 3	優先交渉権者による運営準備行為
3 5 4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続
3 5 5	運営権の設定
3 5 6	実施契約の締結
3 5 7	運営権者譲渡対象資産の譲受
3 5 8	事業の開始
3 6	応募に関する留意事項
3 6 1	応募の前提
3 6 2	提案書類の作成方法
3 6 3	提案書類の取扱い
3 6 4	県からの提示資料の取扱い
3 6 5	応募の無効
第4章から第8章は、実施方針の第3章から第7章と同様であるため割愛	
第9.	本事業等に関連する事項
9 1	募集要項等の修正
9 2	情報提供

運営権者提案上限額の考え方

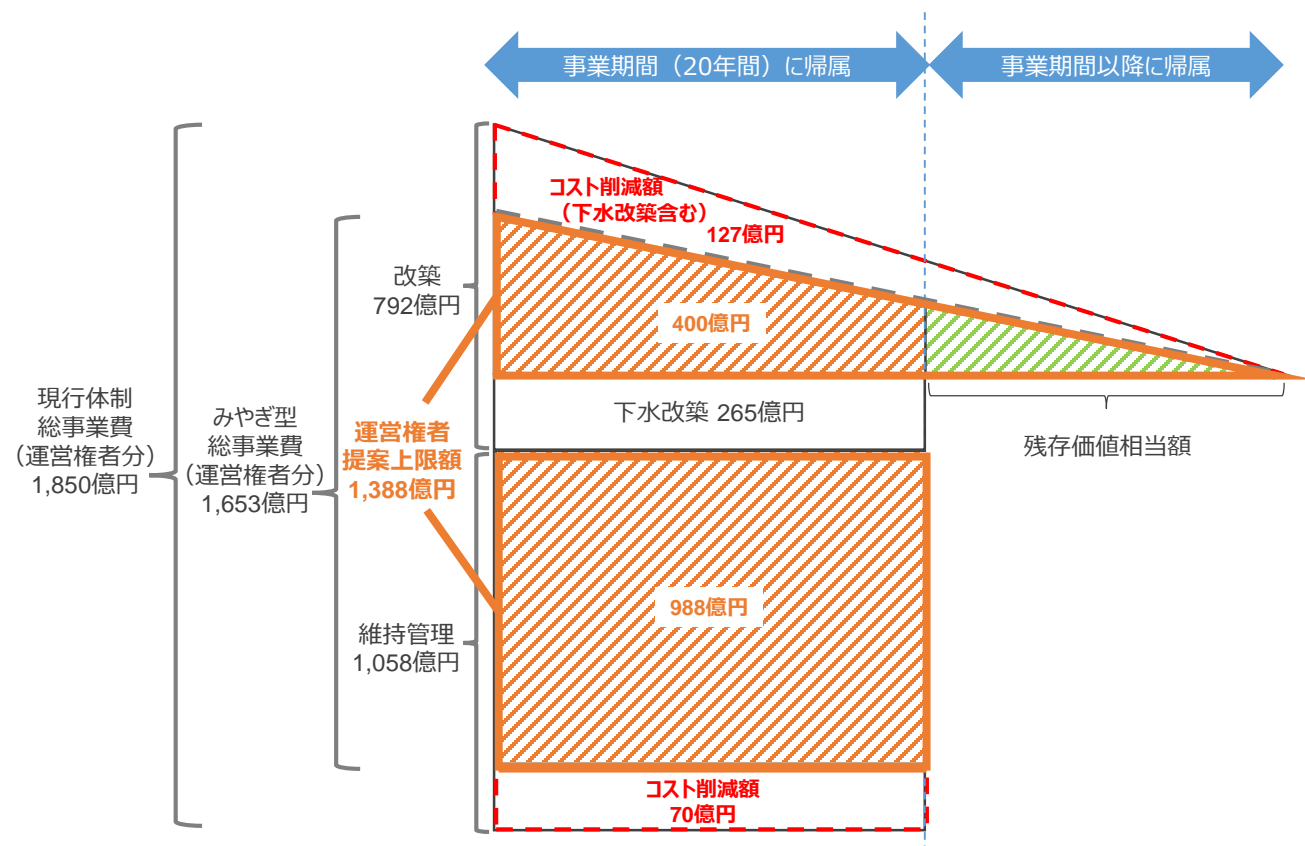
	総事業費	内 運営権者分
現行体制モデル	3,314億円	1,850億円
みやぎ型モデル	3,067億円	1,653億円
コスト削減額	▲247億円	▲197億円
コスト削減率	▲7.4%	▲10.7%

- 応募者が提案する額の上限（運営権者提案上限額）は、過年度の導入可能性調査において実施したコスト削減率に関する聞き取り結果を踏まえ、約7%を達成する水準を基礎として設定する。

- 現行体制の総事業費（運営権者分）は1,850億円に対して、みやぎ型では1,653億円と試算される。

- みやぎ型運営権者分総事業費から、実費精算となる流域下水道事業に係る改築費用（265億円）を控除した1,388億円を、運営権者提案上限額として設定する。

※運営権者収受額に本事業期間終了時の残存価値相当額を加えた額の提案を応募者に求めることとする。



運営権者提案上限額

- 9個別事業ごとの提案上限額は、以下のとおりとする。

事業名	運営権者提案上限額 (税抜)
大崎広域水道用水供給事業	298億円
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	319億円
仙塩工業用水道事業	51億円
仙台圏工業用水道事業	33億円
仙台北部工業用水道事業	15億円
仙塩流域下水道事業	269億円
阿武隈川下流域下水道事業	262億円
鳴瀬川流域下水道事業	42億円
吉田川流域下水道事業	99億円
合計	1,388億円

流域下水道事業に係る改築費用の上限額

- 個別事業ごとの流域下水道事業に係る改築費用の上限額は、以下のとおりとする。

事業名	改築費用の 上限額（税抜）
仙塩流域下水道事業	125億円
阿武隈川下流域下水道事業	74億円
鳴瀬川流域下水道事業	16億円
吉田川流域下水道事業	50億円
4事業総額	265億円

(参考) 運営権者提案上限額の算定

	総事業費 (億円)				うち運営権者分				運営権者提案上限額		
	現行	みやぎ型	削減額	削減率	現行	みやぎ型	削減額	削減率	みやぎ型	うち下水改築費	提案上限額
大崎広域水道用水供給事業	630	549	82	13.0%	360	298	62	17.2%	298	-	298
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	1,051	980	71	6.7%	385	319	66	17.2%	319	-	319
水道用水供給事業 計	1,681	1,529	152	9.1%	745	617	128	17.2%	617	-	617
仙塩工業用水道事業	128	105	23	17.7%	62	51	11	17.7%	51	-	51
仙台圏工業用水道事業	81	69	12	14.4%	38	33	6	15.0%	33	-	33
仙台北部工業用水道事業	30	26	5	15.5%	17	15	2	13.6%	15	-	15
工業用水道事業 計	239	200	39	16.3%	118	99	19	16.2%	99	-	99
仙塩流域下水道事業	526	503	24	4.5%	416	395	21	5.0%	395	125	269
阿武隈川下流流域下水道事業	575	556	19	3.2%	352	336	16	4.7%	336	74	262
鳴瀬川流域下水道事業	88	84	3	3.6%	61	58	3	4.9%	58	16	42
吉田川流域下水道事業	205	194	10	5.0%	158	149	9	5.9%	149	50	99
流域下水道事業 計	1,393	1,338	55	4.0%	987	937	50	5.0%	937	265	672
合計	3,314	3,067	247	7.4%	1,850	1,653	197	10.7%	1,653	265	1,388

下水改築
上限額

運営権者
提案上限額

運営権者収受額の臨時改定を行う条件（参考値）

- 運営権者収受額の臨時改定を行う条件は、優先交渉権者の提案内容に基づき設定する。
- 県が実施する収支シミュレーションに基づく参考値は以下のとおりである。
- 物価変動及び動力費変動については、運営権者による事業運営の安定性を確保する観点から、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業それぞれの最小値とした。
- 工業用水道事業の需要変動については、全体水量に占める主要ユーザーの契約割合が各事業で異なり、著しい影響を与える変動水準を個別に捉える必要があるため、それぞれ算定した。

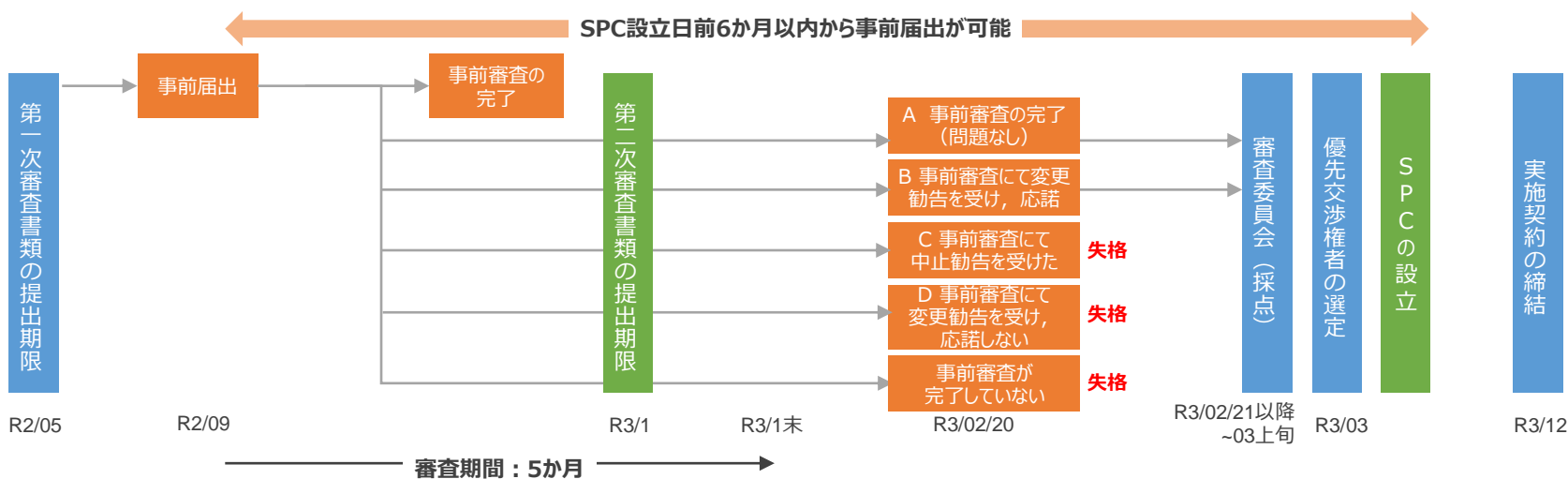
	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業			
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川
著しい物価の変動	24%	20%	9%	8%	8%	5%	6%	2%	6%
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	21%	24%	5%	24%
著しい需要の変動	-	-	6%	7%	6%	-	-	-	-

※網掛けの箇所は3事業ごとの最小値を示す。

著しい物価の変動	20%		8%			2%			
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	5%			
著しい需要の変動	-	-	6%	7%	6%	-	-	-	-

参加資格要件：外国為替及び外国貿易法への対応

- 国内で上水道業を営む会社に対する外国投資家による投資については、財務大臣及び厚生労働大臣への事前届出が必要である（外国為替及び外国貿易法第27条第1項）。
- 優先交渉権者となったコンソーシアム等に外国投資家が含まれている場合、上記に該当することから、SPCの設立（株式取得）が予定されている日の6か月前の応当日以降に届出を行うこととなる（対内直接投資等に関する政令第3条第3項）。
- 5か月の不作為期間（審査期間）（原則30日の不作為期間＋財務大臣及び事業所管大臣による4か月の期間延長）が定められている（同法第27条）ことから、第二次審査書類の提出時には審査期間が満了しない場合も想定される。
- このため、第二次審査書類の提出期限までに審査期間が経過するよう、令和2年9月中に事前届出を完了することを原則としつつ、最終期限を令和3年2月20日に設定するものとする。



参考：外国投資家の定義

外国投資家とは、次に掲げるもので、対内直接投資等を行うもの

- ① 非居住者である個人
 - ② 外国の法令に基づいて設立された法人等
 - ③ ①又は②が直接保有する議決権の数と、他の会社（①又は②による出資比率が100分の50以上を占める会社）を通じて間接に保有される議決権の数との合計が100分の50以上を占める会社
 - ④ ①が役員又は代表権限を有する役員の内いずれかの過半数を占める法人等
- 本事業等においてはその他の参加資格要件を満たさないため、検討の対象外

参加資格要件：既存オペレーターによる誓約事項

- 業務委託及び指定管理を県から受託している事業者についても本公募へ応募することは可能である。一方、これらの事業者は、受託を通じて本事業等に関する情報の優位性を有すると考えられる。
- 先行事例における取扱いを踏まえ、業務委託及び指定管理を現在受託している事業者が本公募へ応募する場合には、公募手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するおそれのある行為を行わない旨を誓約する書面の提出を参加要件とする。

(誓約の内容)

- ① 本事業等に係る民間事業者の公募手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するおそれのある行為を行わない。
- ② 県に対し、本公募手続の公平性、透明性及び競争性を確保するために必要な範囲で情報（質疑応答、現場確認、ヒアリングに要する情報等を含むが、これらに限らない。）を開示（情報の更新を含む。）する。
- ③ 県に開示した情報について、県がその全部又は一部を本公募手続に参加する民間事業者及び運営権者に対して開示することを予め承諾する（ただし、当社又はその子会社の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれるものはこの限りではない）。

第4回委員会における意見を踏まえた対応

需要変動及び物価変動の基準時点

- ① 実施方針では、需要変動及び物価変動の基準となる水準は、需要変動については「実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込」、物価変動については「優先交渉権者選定時に適用する物価水準」としている（実施方針1.1.14）。
- ② 実施方針素案では、需要変動及び物価変動について「実施契約締結時に適用する物価水準」としていた。
- ③ しかし、物価変動について、民間事業者から、第二次審査提案書提出から実施契約締結時まで約1年間あるため、運営権者が負担できるリスクではないとの意見があった。
- ④ そのため、実施方針では、物価変動について「優先交渉権者選定時」に適用する物価水準と変更したもの。

応募の無効に該当する事項の追加

- 募集要項3.6.5は、応募が無効となる事項を示している。
- 県の許可なく、本事業等の選定に関して県職員に接触した場合に加えて、公募アドバイザーへの接触についても同様とする。

その他応募者へ開示する資料

「関連資料集」及び「参考資料集」の位置づけ

- 関連資料集とは、応募者への開示資料のうち、第一次審査書類及び第二次審査書類並びに本事業等の実施に係るその他の書類一式を作成するに当たっての前提条件であり、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとして位置づけられる（募集要項1.3）。
- 具体的には、運営権設定対象施設の一覧、譲渡対象資産の一覧、県が想定する水量見込等、本事業等の前提となる資料を想定している。
- 参考資料集とは、その他応募者の便宜のために開示する資料となる。